

発 案 書

県議第七号

岐阜県議会議規則の一部を改正する規則について

岐阜県議会議規則の一部を改正する規則を次のように発案する。

令和六年七月四日

提出者 岐阜県議会議員

平岩正光
松岡正人
猫田孝
岩井豊太郎
玉田和浩
尾藤義昭
伊藤正博
村下貴夫
森正弘
佐藤武彦
野島征夫
水野吉近
中川裕子
判治康信

岐阜県議会議長 水野正敏様

岐阜県議会議規則の一部を改正する規則

岐阜県議会議規則（昭和三十八年岐阜県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百五条」を「第百五条の二」に改め、「第百二十五条」の下に「―第百二十七条」を加える。

第十条第一項ただし書中「議長は、」の下に「必要があると認めるときは、討論を用いないで」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知して、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第二十五条に次の一項を加える。

3 投票の効力に係る法第一百八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第九十六条中「の取扱いについては、議長が定める」を「で議長が必要があると認めたものは、請願書の例により取り扱うものとする」に改める。

第十章中第二百五条の次に次の一条を加える。

(資格決定の通知)

第二百五条の二 法第二百七条第三項において準用する法第一百八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第二百五条を第二百七条とし、第十七章中同条の前に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第二百二十五条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第十五条第一項、第四十条第三項、第九十二条及び第二百二十一条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、又は連署すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第二百二十六条 この規則の規定（第二十三条（第八十八条において準用する場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの

規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

別記第十三号様式中「の住所及び氏名」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

会議規則に関する手続について、電子情報処理組織等を使用する方法により行うことが可能となるよう必要な事項を定めるほか、所要の改正を行うため、この規則を定めようとする。